

目 次

○第1号（8月5日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
諸般の報告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末 売買契約の締結について	3
日程第 4 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員長報告）	4
日程第 5 承議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末 売買契約の締結について	5
町長挨拶	6
閉 会	6

令和7年第3回吉岡町議会臨時会議録第1号

令和7年8月5日（火曜日）

議事日程 第1号

令和7年8月5日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結
について

（提案・質疑・付託）

日程第 4 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員長報告）

（委員長報告に対する質疑）

日程第 5 議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結
について

（討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番	山 崎 守 人 君	2 番	春 山 和 久 君
3 番	藤 多 ゆかり 君	4 番	大 井 俊 一 君
5 番	秋 山 光 浩 君	6 番	宮 内 正 晴 君
7 番	小 林 静 弥 君	8 番	富 岡 栄 一 君
9 番	飯 塚 憲 治 君	10 番	廣 嶋 隆 君
11 番	坂 田 一 広 君	12 番	飯 島 衛 君
13 番	小 池 春 雄 君	14 番	富 岡 大 志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴 崎 徳一郎 君	副 町 長	高 田 栄 二 君
教 育 長	山 口 和 良 君	総 務 課 長	小 林 康 弘 君
企画財政課長	齋 藤 智 幸 君	住 民 課 長	深 谷 智 洋 君
健康福祉課長	一 倉 哲 也 君	産業観光課長	渡 部 英 之 君
建 設 課 長	大 澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	福 島 良 一 君
上下水道課長	永 井 勇一郎 君	教育委員会事務局長	米 沢 弘 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岸 一 憲	係 長	関 浩 己
---------	-------	-----	-------

開会・開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和7年第3回吉岡町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議 長（富岡大志君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さんおはようございます。

令和7年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席の下、開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会では、議案1件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議 長（富岡大志君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。
それでは、議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（富岡大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において1番山崎守人議員。2番春山和久議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議 長（富岡大志君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程はお手元に配付したとおりです。

日程第3 議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結について

議 長（富岡大志君） 日程第3、議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約に当たり契約の相手方を選定し、契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

その他契約の方法、金額、契約の相手方についての詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をします。

議案書をご覧ください。契約の目的です。令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末購入事業。契約の方法です。随意契約。契約金額1億1,842万7,760円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,076万6,160円。契約の相手方、群馬県高崎市高松町3、NTT東日本株式会社 群馬支店 支店長 田島 裕。

次に資料の1ページをご覧ください。こちらは端末機器売買仮契約書です。契約内容は、議案書の説明と重複しますので、説明は省略します。納期については、令和7年10月31日を予定しております。機器の据付場所は、別紙対象機器一覧のとおりということで、6ページに記載があるとおり、吉岡町立小中学校（3校）となり、数量は、3校合わせて、2,361台となります。

次に、契約経過について説明します。本事業の内容については、吉岡町立学校で使用している学習用端末の更新となります。更新に当たっては、国・県の補助事業を活用して更新します。県は、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、この補助金の補助要件として、都道府県は、基金の造成・共同調達に関する会議体の設置・市町村は、その会議体への参加・共同調達で端末を調達するということになっております。群馬県教育委員会及び県内35市町村教育委員会により構成する群馬県ICT教育推進研究協議会において、県域での共同調達を進めてきたものです。参考として、補助単価については、1台当たり上限が5万5,000円、補助率は3分の2となります。

12ページをご覧ください。この通知が群馬県ICT教育推進研究協議会で実施した公募型プロポーザルに係る選定委員会で決定した各機種それぞれの優先交渉者となります。吉岡町教育委員会では、従来からの継続性・操作性などを考慮した結果、Chromebookの調達とし、調達機種につきましては、次の13ページです。右から4列目の日本ヒューレットパッカー社製のモデルとなります。この機種に選定した理由は、重量・堅牢性などを考慮し、決定したものととなります。

その後、令和7年7月18日に本事業該当機種の事業者NTT東日本株式会社 群馬支店と落札金額1億1,842万7,760円で端末機器売買仮契約を締結いたしました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託します。ここで暫時休憩とします。

午前 9時38分

午前11時09分

日程第4 委員会議案審査報告（文教厚生常任委員長報告）

議長（富岡大志君） 会議を再開します。日程第4委員会議案審査報告を議題とします。

それでは文教厚生常任委員会藤多ゆかり委員長、委員長報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員長（藤多ゆかり君） 文教厚生常任委員会の議案審査報告をいたします。

8月5日、本会議にて議長より付託されました議案について8月5日午前9時50分より委員会室にて、委員全員、議長及び執行側から町長、副町長、教育長、課・

局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結については、総務産業常任委員会と連合審査を行いました。

主な質疑として、本契約について、県からの補助率は・町の負担額は・処分機器の処分の方法について、また、本機に変更することによる周辺機器等の追加の費用はないか。なぜChromebookを選択したのか。バッテリーの安全性はどうか。予備機器の台数について適正か。保守・補償についてなどの質疑がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上報告とします。

議長（富岡大志君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 報告の中で質疑があった中で、3分の2は県が持つとそれでその残りの3分の1をこれはどうなるのかというところを議論したわけなんです。質疑がありましたけどじゃなくて、その回答というのは、その後々、この契約はどういうことで、町の負担がどうになったのかということが曖昧なままですから、そこはあったとりに、ちゃんと議事録として残しておいてください。

議長（富岡大志君） 暫時休憩とします。

午前11時12分

午前11時20分

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員長（藤多ゆかり君） お答えいたします。質疑の答弁についてですけれども、本契約の県からの補助率、町の負担額、処分機器の処分方法についてと質疑がありましたが、その中で、県補助率・町の負担額について答弁がありました。その件についてお答えします。

国と県の補助が3分の2、町からの持ち出しが3分の1、3分の1の9割が起債をすることができるとされていますが、交付税措置については、町として、より有利な方法を検討中でありますとの答弁でした。よろしいでしょうか。

議長（富岡大志君） ほかにありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

藤多委員長自席にお戻りください。

日程第5 議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結について

議長（富岡大志君） 日程第5、議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号 令和7年度 吉岡町立小中学校学習者用情報端末売買契約の締結についてを、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

町長挨拶

議長（富岡大志君） 以上で、令和7年第3回臨時会の日程が、全て終了しました。

閉会の前に町長の申入れを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和7年第3回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程案件について、可決頂きまして大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

平年よりも1日ほど早く、7月18日頃に梅雨明けしてからというもの、日本列島を猛烈な暑さが襲い、群馬県でも毎日のように熱中症警戒アラートが排出されている中、今月2日には、前橋で40度の最高気温を観測しております。本日5日も前橋で最高気温が40度となる予報発信されているように、これからもしばらくの間、このような状況が続くことも考えられますので、町民皆様におかれましてはどうか、他人事とは考えず、暑さから自分の身を守るための小まめな水分や塩分の補給のほか、屋外での長時間の行動を避けるとともに、室内でエアコンを使用するなど、熱中症対策を徹底していただきたいと考えております。

結びになりますが、議員皆様には、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、令和7年第3回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 富岡大志

吉岡町議会議員 山崎守人

吉岡町議会議員 春山和久